

みやぎ母乳育児をすすめる会

ニュース No.63



2024. 9

目 次

巻 頭 言

みやぎ母乳育児をすすめる会 理事長 青葉 達夫 …… 1

■ 日本母乳の会 第32回 母乳育児シンポジウムに参加してきました

東北公済病院 母子センター 熊谷 賀代 …… 3

■ 宮城母乳育児をすすめる会 ミニセミナー開催レポート

みやぎ母乳育児をすすめる会 理事 大友 浩一 …… 4

参加者アンケート結果 …… 4

■ 母乳育児奮闘記

異常なまでに進行する少子化について

みやぎ母乳育児をすすめる会 監事 塚 武男 …… 6

■ 特定非営利活動法人

みやぎ母乳育児をすすめる会・定款 …… 9

■ 母乳フォーラム in みやぎ2024 ご案内 …… 21

巻 頭 言

みやぎ母乳育児をすすめる会 理事長 青葉 達夫

昨今の日本政府の施策をみていると、少子化の末に子育ての質を鑑みずに、単に子どもだけを増やそうという意図が見え隠れするのは僕だけだろうか？

2026年から始まる、こども未来戦略方針の支援策である「こども誰でも通園制度」は親が就労しているかどうかにかかわらず、まず月10時間から子どもを預けられる制度である。さすがに、いろいろな試行錯誤があるらしいとのアナウンスがあるので、国も暗中模索なのだろう。何しろ“異次元の少子化対策”なのであるから。

そして豊かに暮らすために“世帯収入の向上”が大事なのであるらしい。なんのことはない、共稼ぎの勧めである。そして豊かに暮らすために時給1,000円以上を目指している。都会（東京都：2024年10月1日より1,163円）はとうに1,000円を超しており、宮城県も昨年今年と50円以上の単価値上げをし、この10月には1,000円をうかがう勢いである（宮城県：2024年10月1日より973円）。

昔のようにこどもがある程度大きくなるまで主婦業に専念するというのは稀となった。労働基準法では産前6週間産後8週間の休暇のほかに生後1歳まで（場合によっては1歳6か月まで延長可能）の母親の育児休業が約8割と広く普及している。男親のほうは2022年10月に新設された、産後パパ育休（出生時育児休業・最大28日間）制度もあり、父親の育児休暇も広く認知されてきており、令和4年に17%で令和5年度には30%の育児休業取得率となった。当初の政府目標は2025年までに30%であったがその前々年に達成してしまったので、父親の育児休暇取得を2025年に公務員85%民間50%で、2030年には官民で85%と目論んでいる。

ここまで書いてきて、こどもにやさしい施策と、どうしても思えない。世帯収入ありきなのである。育児の質は担保されているのであろうか？ 父親の育児休暇経験者の話を漏れ伝え聞くと、結局育児にあまり関与できなかったという声を聴く。政府は育休取得した父親のロールモデルを提示すべきなのではないか？ なるほど育児は各家庭によって違うものである。価値観が違うから。しかし、万全を期して子どもを授かる場合とは必ずしも限らない。順番が行ったり来たりするのは、若さの常である。夫婦で話し合って生活のすり合わせをするべきという提言もあるが、若い二人には、何をすり合わせるかもわからないことがある。まず、たたき台があったほうが便利ではないか？ と思う。

130万円の壁は？

政府は社会保険料をなんとしてでも挙げたいようで、10月からパートも対象になる。130万の壁もここ2年は特例措置で有名無実であるが、その先は70万円に下がるという噂もまことしやかに囁かれている。大体時給が1,000円になったら、ちょっと頑張れば130万は、あっという間に達する。手取りを上げるのなら扶養控除も上げるのが筋なのだろうが、逆に下げるとするのは明らかに社会保険料を足りないのが見えみえである。だいたい年間70万って・・・週に2日くらい半日働くって程度

ですよ？ 月5万ちょっとですもの。それではやっていけない。大学生の息子が2人いたら到底そんな程度では済まない。すると社会保険料をしっかりと払い、なおかつ必要な収入を得るために、パート・アルバイトなんかでなく、正規職員の道を選び、健康保険も扶養から外れることを覚悟に企業戦士となることになる。つまり、子育ては兎も角しっかり働く（時間がとられる）ことになる。そして、ますます家庭にいる時間が減るわけである。

宮城県が進める病院再編構想があり、名取市の県立精神医療センターもさることながら、仙台赤十字病院（仙台日赤）の移転が気になる。仙台日赤の分娩数であるがコロナ禍前の2018年で年間830件、で2022年で630件である。これが県南の名取市に移転すると、県南で分娩できる施設はどうなるのであろう。こどもと一緒に移転するわけではないので、名取市を中心とした分娩が仙台日赤に集中するとなるであろう。仙台の施設も困るであろうし、県南の施設も困る。そういうバランスを考えないで、ただ経済効率だけを優先させる県政では、医療は崩壊するのではないか。医療者は経済の波に対峙することが困難である。保護しろとは言わないが、破壊した先のことを考えていないようなのは困る。

いろいろ育児に困難な課題が山積しており、明るい話題がないまま筆を終えるのは心苦しい。



日本母乳の会 第32回 母乳育児シンポジウムに参加してきました。

東北公済病院 母子センター 熊谷 賀代

今回のシンポジウムは8月24、25日に、石川県金沢市で開催されました。東北公済病院は2005年に初めて赤ちゃんにやさしい病院の認定を受けています。当院は今回も再認定となったので、前回認定からの3年間の取り組みについて、ポスター展示を行いました。

メインテーマは「思いをつなぐ、未来をつなぐ母乳育児—能登を応援、金沢で語ろう」とされ、特別講演では「母乳育児に関してエコチル調査から見てきたこと」、「父親のサポートがカギを握るおっぱいの経済学」、特別シンポジウム1「災害と母乳育児について考える」、シンポジウム2「母乳育児と父親の育児休業を考えよう」、シンポジウム3「SNS時代の母乳育児—母親たちに本当の情報を届けるために」という、サブテーマに関連した発表や討論、一般演題として日々の実践についての発表がなされました。私にとっても臨床でちょうど疑問を持っていることについて多数述べられていて、興味深く聴くことができました。特に災害と母乳育児については、東日本大震災での経験を思い出しながら、母乳育児はライフラインやインフラがダウンした非常時にも母子の生命を守り減災に繋がること、しかし、災害が発生してから開始するのでは間に合わないため、平常時から母乳で育てられる児の割合を上げるための地道な支援が必要だと再認識することができました。

また、近年増加している父親の育児参加や育休取得率の増加、働く母親の増加、ほとんどの人がSNSを使っている現代の子育てについては、職場で初の育休を取得した子育て中の小児科医や、助産師の妻を持つ学校教員の方の父親の立場からの発言や、臨床でよくある「ネットにはこう書いてあるんですが…」という母親とのやり取りを寸劇で提示する工夫もあり興味深く聴くことができました。各個人や各家族に対して医学的に正しい情報や支援をただ提供するだけではなく、子育てを取り巻く現状について良いところも注意すべき部分も学び、冷静かつ柔軟に対応するということについて考えるきっかけとなりました。

各施設の赤ちゃんにやさしい病院や赤ちゃんにやさしいNICU認定・再認定のために実践してきた内容については、実践されている内容も多数展示され、更にその実践の詳細について直接教えて頂くなど、活発な情報交換が行われていました。

近年はこのような学習会や意見交換会はコロナ禍によってオンラインでの参加がほとんどでしたが、現地に参集し顔を合わせることで、実際の支援をしている者同士伝わるニュアンスがあることを実感し、今後の支援に対するモチベーションをあげることができました。今回の学びを実践に活かしていきたいと思います。

宮城母乳育児をすすめる会 ミニセミナー開催レポート

みやぎ母乳育児をすすめる会 理事 大友 浩一

2024年8月31日10時30分より、Zoomにて「母乳は鉄欠乏の原因になりうるか？」をテーマとしたミニセミナーを開催いたしました。

会で発行した「やさしい育児の本」の販売が伸び悩んでおり、このままでは不良在庫となる可能性が出てきたことをキッカケに、同書をセミナーの「テキスト」として活用し、また新たな会員候補の方を開拓することを目的に、堺先生へご相談の上、今回のテーマを決定いたしました。

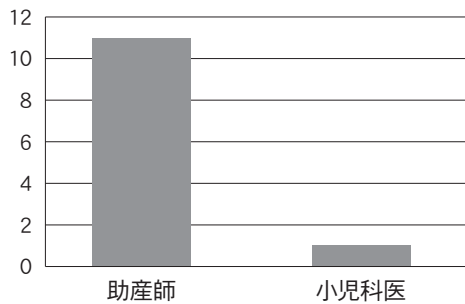
結果、今回のセミナーには計25名の参加者が集まりました。その内訳としては、非会員が半数以上を占め、イベントサイトであるピーテックスの告知を見て参加された方が最も多くいらっしゃいました。またアンケートには、「基本的な事柄に加え、現在の状況を踏まえたお話しが聞けて良かった」「自分が行う日々の説明にとっても役立つ具体的な内容で、とても参考になった。」等、好評の声が多くありました。

今回のセミナーは、従来の会員以外の方へ、母乳育児に関する正確な情報を提供する良い機会となったと思います。また問題点として、会員へのメール配信が後手にまわり、ホームページでしか告知が出来なかったこと等、今後の改善点も見つかりましたので、次回に活かそうと考えます。

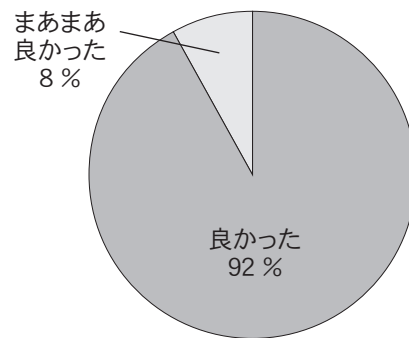
ご協力いただいた皆様、ご参加いただきました皆様、本当にありがとうございました。

ミニセミナー参加者アンケート結果

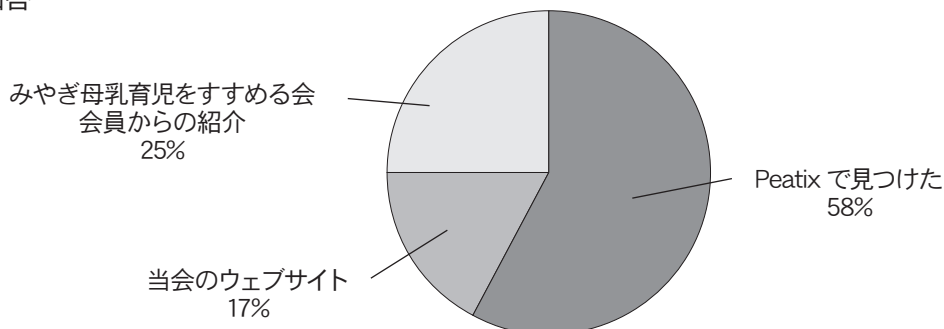
■ ご職業を教えてください [12件の回答]



■ 内容について [12件の回答]



■ 今回のセミナーは何でお知りになりましたか？ 12件の回答



■内容について、良かった、悪かったところなど、ご意見があれば、教えてください。

- ・母乳育児中のお母さま方から質問がある事項だったので、参考になりました。
- ・資料の本も参考になった。
- ・良い：以前にも聞いた内容であったが、現代のことも盛り込まれていたため参考になった。悪い：堺先生の声が少し聞き取りづらかった。専用のマイクがあったほうが良かったのかもしれない。
- ・母乳育児をすすめるにあたり、大切な留意点であると感じた。盲目的にすすめるのでも、否定するのでもなく、正しい知識を提供していくという、根本に必要な情報であると思う。
- ・母乳と鉄欠の関係、対策わかりやすく理解出来ました。お母さん方にも、お話ししやすくなると思います。
- ・これまで母乳を推進するのに様々な説明をしていたが、デメリットな内容はあまり伝えてなかったような気がした。今日の内容も実際の自分が行う日々の説明にとっても役立つ具体的なことで、とても参考になり助かっております。堺先生のセミナーは私の助産師としてのバイブルとなっております。日々活用させて頂いております。赤ちゃん、お母さんに寄り添ったわかりやすいお話をいつもありがとうございます。
- ・乳児貧血については、よく理解できていない面がありましたので、今回じっくりとお話を聴くことで理解が深まりました。私は開業助産師で、退院直後から3歳くらいまでの母子に関わらせて頂いています。ですので、お話を聴きながら、あのお子さんにこのようなことをお伝えしておけばよかったとか、次回の訪問時に貧血予防のお話をしたいケースも浮かび、今後活かされる内容でした。悪かったことは浮かびませんでしたが、もっと多くの方に聞いてほしい内容だったと思いました。私自身も、同業者にお勧めしておけばよかったと思いました。また、事前に送っていただきました「やさしい育児の本」も、支援に向けてとても役に立つものでしたので、ありがとうございました。
- ・これまでの母乳と鉄欠乏性貧血についての考え方（歴史）と、現在の考え方をお話して頂き、結論（まとめ）として私たちはどう対応していけばよいのかを理解でき臨床にいかすことが出来ると思いました。チャット質問にもありましたが、生後1ヵ月からミルクを少量ずつ追加すると、牛乳アレルギーの発症を抑えられたという報告があるか

らとって、それだけの報告だけでミルクを足しましょうとは言えないし、この報告だけで母乳だけで十分なお子さんにミルクを飲ませる必要があるのか、私自身悶々としていたので、本日堺先生の回答を伺ってとてもスッキリしました。又、脚ムズムズ症のお子さんと貧血については知っていたのですが、憤怒けいれんと鉄欠乏性貧血が原因の事もあると知ったので、今後仕事にいかしていきたいと思います。堺先生、ありがとうございました。

- ・堺先生、ありがとうございました。
- ・もっと、会員になっている方を大切にされた方がいいと思います。このミニセミナーについて、非会員の知り合いの助産師、その後宮城県助産師会からのメールで知りました。私は、まだこの会の会員だと思いますが連絡はありませんでした。知り合いの会員も知らなかったと言っていました。仙台圏の方は知っていたのでしょうか？理事の知り合いもいますがそちらからのお知らせもなく後から確認したら知ってると思っていたと言われました。会員でいる意味はないんだとがっかりしました。長年お世話になっていますがこれほど失望したことはありません。今回、会員なのに非会員からの情報でミニセミナーを知った事はとても残念でした。会の存続を心から願っていますが大変申し訳ありませんが会員は脱退させて頂こうと思っています。堺先生の講演は、とても勉強になりました。10/27じょさんしフェスタが、イオンモール新利府であります。そこでお子様の貧血チェックがあります。今回の学びを活かして行きたいと思っています。お世話になりました。皆様のご活躍をお祈りしています。ありがとうございました。

■今後、やって欲しいセミナー等ありましたら、教えてください。

- ・メンタルヘルス
- ・知識だけではなく、サポートの仕方も変化してきました。母乳育児への意思決定支援なども必要になってきているかと。そのあり方なども再度振り返ってみたいです。
- ・今回のように、ひとつの項目を掘り下げて学べるのは、とても良いと思いました。ありがとうございました。いま、いわゆる 育て難い赤ちゃん 反りやすいとか、の事が知りたいと思っております。よろしくお祈りします。
- ・今回のように今と昔。以前と変わってきたこと。

「母乳育児奮闘記」

みやぎ母乳育児をすすめる会 監事 塚 武男

第 24 回 異常なまでに進行する少子化について

今回は異常なまでに進行する少子化についてこれまでの資料を整理してみました。飽くまで資料の整理ですので主観的な意見は述べていませんが、今後の育児支援についてのご参考にとりまとめ、奮闘記の代わりとさせていただきます。

1. 出生数の推移

1949年：270万人（ベビーブームの頂点、塚の生まれた年でもあります）。

ちなみにこの頃の乳児死亡率は200であり、1年間5人に一人は亡くなる時代であった。

1975年：190万人（200万を切る）

1989年：124万人、特殊出生率1.57となり、この後の人口減が危惧された。

2000年：119万人、2019年：86万人、以降年5%の減少続く。

2021年：81万人、2022年：77万人、2023年：72万727人（これは日本人だけの数字で、こういう区別にどういう意味があるか分からないが外国人を入れると75万人）。このままでは2024年は70万人を切ることが予想される。

2. 15歳以下の小児人口

2021年：12-14歳 323万人、0-2歳 251万人、年少者が激減していることが分かる。

3. 婚姻数の変化

1) 2023年：474,771組。2022年より30,213組、6%の減少。

2) 50歳時点での未婚率（2020年調査）男性20%、女性18%、これは増加傾向にある。

4. 各家庭の子どもの数

1) 完結出生児数（結婚している夫婦の子どもの数）は1.9~2.2と大きな変化はない。

婚外子の極めて少ない日本の現状では、子どもの数の殆どは夫婦間のお子さんであり、この結果からは婚姻率の低下が少子化の大きな原因の一つと考えられる。

2) 今後の完結出生児数の予測について

①2021年の調査では

結婚したら子どもを持つべきだ：男性55%（2015年より20%の減）女性37%（同30%の減）

子どもを持つことが生活のプランに出来ない人たちは→「第一子に辿りつけない層」と呼ばれる

②2023年、6歳以下のお子さんがある男女1,100名への調査（安田生命）

i) さらに欲しいと思わない：41.2%（2022年35.4%）

ii) さらに欲しいが厳しいと思う：37.3%

iii) さらに欲しい：21.5%

③欲しいと思わない理由（複数回答）

i) 将来の収入に不安：46.6%

ii) 年齢的に不安：43.9%

iii) 生活費がかかるから：42.4%

5. 現在の家庭の経済状況について

1) 30年間昇給の無い賃金：やっと少し上がったが中小企業は厳しい

2) 最低時給1,000円という異常さ（今年1,055円にほんのすこし上がったが）

3) 非正規雇用者数：2023年 2,124万人：全労働者の37%！（その内女性は70%）

（参考「ルポ低賃金」東海林智著、地平社）

6. 子どもの養育費

保育園、幼稚園、学校給食費、高校授業料、制服、その他諸外国では無料のものが日本では各家庭の負担となっている。ワクチンもつい最近までほとんど有料で年間一人15～20万円かかっていた。

1) 「こども誰でも通園制度」という制度の内実

2026年度より、6ヶ月～2歳の未就園児が対象とされるが、但し1か月に10時間が上限！その理由は保育士不足とされている。

参考：保育士の現状

1) 保育士配置基準：ベビーブームの1948年制定、76年変わっていない。

2) 保育士一人の園児数：0歳 3人、1歳 6人、2歳 6人、3歳 20人、4-5歳 30人！

3) 保育士の給料：2021年調査で全産業平均より5万円強低い。

7. 以上の結果：母親も働くのが当たり前となっている。

1) 仙台市の共稼ぎ率の推移：「仙台市 子ども・子育てに関するアンケート」より

2003年：36.3% 2008年：43.3% 2013年：44.1% 2018年：49.6% 2023年：60.5%

と昨年急激に増加している。

それでも「子どもの貧困」は日本での大きな問題となっている。

参考書：2002「下流社会」三浦天、2008「子どもの貧困」阿部綾、2017「貧困の戦後史」和田正義、2018「子どもの貧困」渡辺由美子、2019「本当の貧困の話をしよう」石井光太など。是非お読みください。

8. 児童手当の改訂

所得制限の廃止の是非などのすったもんだの議論(?)を経て辿りついた結論は

1) 2024年12月から年6回支給の予定

- ① 0～2歳 : 15,000円
- ② 3歳～小学生 : 10,000円
- ③ 中＝高校生 : 10,000円
- ④ 3子以降は0歳から高校生まで : 30,000円

但し第3子は現状では少なく、しかも第1-2子が高校を卒業、または19歳になればきょうだいとしてカウントされないことになる。勿論、児童手当はお子さんのいる家庭に支給されるわけで、「第一子に辿りつけない層」、お子さんのいない方には無関係な話で、それ以前の対策が無ければ解決策にはなりません。

9. 世界の現状

1) 世界の人口 : 81億2000万人

一位 ; インド : 14億4,000万人、二位中国 ; 14億2,500万人、三位米国 ; 3億4,000万人
→インドと中国で約30億＝世界の37.5%を占めている

2) 一方先進国はいずれも少子化の道を歩んでいる

先進国の特殊出生率は

日本は2023年1.20であったが2022年の各先進国の結果は

米国 : 1.66、英国 : 1.57、ドイツ : 1.53、フランス : 1.68であり、いずれも低値となっている。
著しいのは韓国で0.77 (2023) と国家滅亡の危機的状況にある。

以上、少子化に関するこれまでの情報を整理してみました。この傾向は今後改善することはないと思います。大変な時代になります。この少子化が母乳育児にどのような影響を与えるか、与えているかを慎重にしっかり検討する必要があります。それはいずれ機会がある時にまとめます。

ちなみに世界的な気候温暖化(酷暑化)についてUNICEFの調査では(対象は不明ですが)、5人に2人は「こどもは持てない」と答えたそうです。

これからは経済的理由以外に自然的な誘因も考えなければならなくなりそうです。

特定非営利活動法人 みやぎ母乳育児をすすめる会・定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は特定非営利活動法人 みやぎ母乳育児をすすめる会 という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県仙台市青葉区国分町二丁目3番11号におく。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、広く国民に対して、母乳育児の推進に関する事業を行い、国民の健康の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 科学技術の振興を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 母乳フォーラム事業などのイベントの開催を通じての社会啓発活動。
- (2) 母乳のニュースの発行事業
- (3) インターネットやパンフレット、ポスターなどを通じた母乳育児関連情報の提供および啓発事業。
- (4) 母の会の支援事業や、母乳育児中の母子および家族のサポートのために必要な事業。
- (5) 東北母乳の会などの、母乳育児などに関わる日本国内および海外の組織との協力交流促進事業。
- (6) 国内、国外の一般市民や会員の母乳育児関連情報の交流促進、講演会への講師派遣、オンライン会議などの実施。
- (7) 母乳育児などに関する相談活動。
- (8) 母乳育児などに関わるCDやビデオ、書籍、冊子などの資料製作と頒布、販売。
- (9) その他、上記目的を遂行するのに必要な事業。

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、又はこの法人の定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(会費等の不返還)

第12条 既に納入された会費及びその他の金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上
- (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、若干名を副理事長、若干名を上席理事とすることができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 上席理事は、理事のうち理事長を経験した者とし、理事会において選任する。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選定されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任の役員が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長、幹事、その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総 会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任、解任及び報酬

- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも総会の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事または正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することが

できる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号および第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名または名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項について議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもつ

て招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも理事会の15日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面または電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又

は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり翌年8月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の2分の1以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に関する事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の2分の1以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち宮城県に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の2分の1以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑 則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長	堺 武 男
副 理 事 長	上 原 茂 樹
	高 橋 英 子
理 事	中 村 理 恵
	豊 島 紀代子
	佐 藤 梅 子
	佐 藤 祥 子
	渡 邊 孝 紀
	山 本 優 子
	嶺 崎 眞利子
	崔 佳苗実
	飯 田 富 己
	熊 谷 賀 代
	千 田 道 代
	松 井 憲 子
	青 葉 達 夫
	監 事
佐 山 恭 子	

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成19年9月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成19年8月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

年会費

- (1) 正 会 員 (医療関係者の方はこちらです) 3,000円
- (2) 賛助会員 (一般の方はこちらです) 1,000円

附 則 この定款は、宮城県知事の認証のあった日から施行する。
(平成22年2月2日 第13条)

附 則 この定款は、仙台市長の認証のあった日から施行する。
(平成26年2月28日)

附 則 この定款は、社員総会議決の日から施行する。
(令和元年10月26日2018年度第13回通常社員総会議決 第55条)

附 則 この定款は、仙台市長の認証のあった日から施行する。
(令和4年2月22日)

附 則 この定款は、社員総会議決の日から施行する。
(令和4年10月29日 第13条)

母乳フォーラム in みやぎ 2024

ならびに NPO 法人みやぎ母乳育児をすすめる会総会

2024 年 10 月 26 日 (土)

宮城県歯科医師会館 5 階講堂 (仙台市青葉区国分町 1-5-1)

*現地開催のみです。アーカイブ配信はありません。

プログラム

総合司会：大槻 健郎 (みやぎ母乳育児をすすめる会 副理事長)

13:30~14:00 NPO 法人みやぎ母乳育児をすすめる会総会

14:00~16:30 母乳フォーラム in みやぎ 2024

テーマ：「母乳育児をめぐる最近の問題点を探る」

座長：大槻 健郎 (みやぎ母乳育児をすすめる会 副理事長)

開会の挨拶：青葉 達夫 (みやぎ母乳育児をすすめる会 理事長)

14:05~15:25 演題

演題 1：宮城県母乳率調査からみえること

堺 武男さん (小児科医)

演題 2：当院で出産される方の母乳育児の現状と今後の課題

若澤 優子さん (宮城厚生協会 坂総合病院 助産師)

演題 3：小児科からみえる問題点

中村 理恵さん (東北公済病院 小児科医)

演題 4：産後ケアから見る母乳育児の変化

菊地 雅子さん (産後ケアハウス ママン家 助産師)

15:25~15:40 休憩

15:40~16:15 意見交換

16:30 終了

閉会の挨拶：大槻 健郎 (みやぎ母乳育児をすすめる会 副理事長)

参加費：1,000 円 (会場でお支払いいただきます)

申込方法：Peatix もしくは当会事務局までメールでお申し込みください。

お申し込みの際はご氏名、所属施設名、職種をお知らせください。

締め切り：2024 年 10 月 18 日 (金) 17 時まで

詳細は当会ホームページ、Peatix イベントページをご覧ください。



後援：東北母乳の会 一般社団法人 宮城県助産師会 特定非営利活動法人 子育て応援団ゆうわ
認定特定非営利活動法人 冒険あそび場・せんだい・みやぎネットワーク 一般財団法人 仙台こども財団
特定非営利活動法人 MIYAGI 子どもネットワーク 一般社団法人 マザー・ウイング
特定非営利活動法人 せんだいファミリーサポート・ネットワーク

主催：特定非営利活動法人 みやぎ母乳育児をすすめる会 E-mail: m.bonyu@gmail.com

ホームページ: <https://miyagibonyu.or.jp/>

住所や勤務先、お名前が変わった方、退会を希望される方は事務局までお知らせください。また、当会では情報伝達を確実かつ迅速に行い、経費を削減して皆様へ還元するため、連絡手段やニュースレターのデジタル化を進めております。メールアドレスをお知らせ頂いていない方、メールでのお知らせが届いていない方は、事務局までお知らせください。当会宛にメールでお名前・ご所属・職種をお知らせ頂くか、会費納入時に振込用紙へ記載をお願いします。どうぞよろしくお願いいたします。

連絡先

事務局：東北公済病院 母子センター

住 所：〒980-0803 宮城県仙台市青葉区国分町2-3-11

E-mail：m.bonyu@gmail.com

特定非営利活動法人 みやぎ母乳育児をすすめる会
理事長：青葉 達夫
事務局：東北公済病院7階 母子センター
e-mail:m.bonyu@gmail.com